## 第2回岡山県一般機械器具製造業最低賃金専門部会

## 議事録

1 日 時 令和7年10月1日(水)午前9時55分~

2 場 所 岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎 3階会議室

3 出席者 公益代表委員 片山裕之

佐藤吾郎 長谷川珠子

労働者代表委員 国友雅彦

西 﨑 知 佳

山本浩二

使用者代表委員 上田哲也

菊山章弘

鶴 海 元

事務局 労働基準部長 政 木 隆 一

賃金室長 黒田和美

賃金指導官 中本弘一 監察監督官 諏訪雅浩

労災補償監察官 木村弘之

## 4 議事

中本指導官

ただ今から、第2回岡山県一般機械器具製造業最低賃金専門 部会を開催いたします。

本日の審議は公開ですが、傍聴希望の申込みはございません でした。

まず、定足数について報告申し上げます。本日は委員全員がご 出席されておられますので、最低賃金審議会令の定足数を満たし ていることをご報告いたします。

本日御審議いただきます付議事項について説明いたします。

- 1 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- 2 今後の審議日程について
- 3 その他

でございます。

それでは、部会長よろしくお願いいたします。

佐藤部会長

皆さま、ご苦労さまです。本日もよろしくお願いいたします。 それでは、第2回岡山県一般機械器具製造業最低賃金専門部会 を始めさせていただきます。初めに、本日の専門部会は、公労使 が揃う全体会議は、公開として開催しております。ただし、議事 の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は、委員 の皆さんの忌憚のないご意見をいただく必要があると考えますの で、非公開とします。

まず、付議事項に入る前に、他部会の審議状況について事務局から報告をお願いします。

黒田室長

他部会の状況を報告させていただきます。前回と重複する部分 もありますが、全業種お知らせします。

鉄鋼業、耐火物製造業、船舶製造業、電気機械器具製造業、この4部会につきましては、必要性ありで結審しております。各種商品小売業、自動車・同附属品製造業につきましては、必要性について継続審議となっております。

佐藤部会長

それでは付議事項に入ることとします。一般機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、前回労使それぞれから基本的な考え方をお聞きしました。事務局の記録等も参考として、私から労働者側、使用者側の意見につきまして、簡単にまとめさせていただきますので、その後、補足がございましたら委員

からお願いします。

まず、労働者側の主張ですが、必要性ありでございます。必要性ありの根拠としまして、業種を取り巻く状況は厳しいものと認識するが、そこで働く労働者の物価高等、生活苦のなかでこれを改善する必要があるというのが一点でございます。2点目は、今年度の春季闘争により一定程度の賃上げを確保したが、賃上げによる取組を進め一般機械の魅力を引き出し、処遇改善によるモチベーションの維持と向上が重要と考える。また、労働組合未組織の労働者のためにも賃金水準の引き上げは必要であるという点です。3点目は、県最賃の大幅な引き上げの中で自分たちの業界の最低賃金が上がらないとなると、より一層の労働者離れにつながることが懸念される。特殊な技術、過酷な職場環境にある現状から、人材確保と定着は必要で、県最賃よりも優位的な賃金水準であるべきというのが、労働者側、必要性ありの主張ということです。

次に、使用者側の主張ですが、結論として必要性なしを主張さ れました。基本的には5点ございました。1点は特定最低賃金の 役割の問題で、県最賃の大幅な引き上げが続く中、特定最低賃金 の役割は終ったのではないか、というのが1点でございます。次 に、中小零細企業においては、特に価格転嫁は進んでおらず、原 材料などの高騰は理解が得られても、賃上げに伴う価格交渉につ いては、生産性の向上を求められ大変厳しい状況であるというの が2点目です。3点目は、賃金を据え置くということは言ってお らず、賃上げの必要性は認識しているが、各企業が考える時期に 来ているのではないか。特定最賃として、この金額を下回っては いけないという決定をする必要はないと考えているということで す。賃上げの必要性は認識しているが、各企業が考えるべきとい うことでございます。4点目は、3点目と重なる部分はありますが、 特賃という形ではなく、各企業の努力で賃上げを判断すべき時期 であり、優秀な人材を確保したいという企業は、個別に検討すべ きではないかということでございます。最後に5点目、支払い能 力について、実際の中小零細企業が引上げできない状況にあるこ とも考えてほしいという指摘をされたところです。

佐藤部会長

今、述べましたように労働者側、使用者側の主張をまとめさせていただきましたが、まず、労働者側の方で何か補足等ございますでしょうか。

労働者側委員

前回の主張のとおりで、それ以上の部分というのは特にはありませんが、強いてあげれば、もう一つ中身として追加するのであ

れば、去年までこの一般機械は公正競争ケースとしていましたが、今回協約ケースとして3分の1以上、今回5,377人のうち、協定を結んでいる労働者が2,192人と4割が労働協約で守られているというところにいますし、資料として出したのも、結んでいないところの組合員さんについても、2,850人が改定を必要とするということです。これは53%になります。そのことからもぜひ改定をという声が上がっていますので、付け加えて必要性ありを主張したいと思っています。

佐藤部会長
それでは次に、使用者側から何かございますでしょうか。

使用者側委員 特にありません。

佐藤部会長ありがとうございます。

それでは、本日の進め方でございますが、このまま公労使の全体会議で議論を継続するか、あるいは労使協議を行うか、いかがいたしましょうか。

労働者側委員 労使で一回話すのはいかがでしょう。

使用者側委員わかりました。

佐藤部会長 よろしいでしょうか。それでは労使協議に移るということにさせていただきます。協議が終わりましたらお声がけをお願いします。

(公益委員、事務局退室)

(労使協議終了後、公益委員、事務局入室)

佐藤部会長では、全体会議を再開いたします。

労使協議の結果について、いずれからでも構いませんので御報告をお願いいたします。

使用者側委員使側から報告させてもらいます。

使側とすれば、やはり話のなかで、必要性なしということで、再 三話をしながら、ある面では労側にもご理解はしていただいている ということです。必要性なしだからといって、賃金を上げるなとい う内容ではないと、改正するのは改正してもらっても結構だという 話のなかから、労使の話の結果、今回使側は、岡山県の賃上げ率、 これをある程度加味しながら、特定最賃の話をするということ、こ れは労側からも話がありましたので、これをもって、必要性ありという形で進めていきたい思います。あくまでも中央からのパーセントではなく、岡山県の賃金を加味しながら、パーセンテージを加味しながら今後の交渉をしたいということで合意しました。以上です。

佐藤部会長 労側から何か補足等ごさいますでしょうか。

労働者側委員 ご理解いただいたということで、今後真摯に協議させていただき たいということです。

使用者側委員 いつかは県最賃に委ねるということも考えていかないと、7業種がこれだけ集まってやる必要性が本当にあるのかということをこれから先々、近い将来考えていかなきゃいけないと思っています。

佐藤部会長 ありがとうございます。

岡山県一般機械器具製造業最低賃金改正決定の必要性の有無 について、労使委員の皆さんに真摯に審議いただき、双方から必 要性ありとのお話をいただき結論を得ることができました。

それでは、この結論を会長あてに報告したいと思います。事務 局で報告文の案を準備してください。

(事務局、報告文(案)を各委員に配布)

佐藤部会長では、事務局で報告文(案)を読み上げてください。

黒田室長 それでは、報告文(案)を読み上げさせていただきます。

(報告文(案)読み上げ)

佐藤部会長 (案) のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

佐藤部会長 本年8月4日の第514回審議会において、「全会一致の場合は、 最低賃金審議会令第6条第5項を適用する」こととされておりま すので、本専門部会の決議が審議会の決議となります。

では、事務局で答申文(案)を用意してください。

(事務局、答申文(案)を各委員に配布)

佐藤部会長 では、事務局で答申文(案)を読み上げてください。

黒田室長 それでは、答申文(案)を読み上げさせていただきます。

(答申文(案)読み上げ)

佐藤部会長 (案)のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(事務局、答申文を準備し部会長に手渡し、再度内容を確認)

佐藤部会長 成案を確認いたしました。

では、この内容で(案)を取り、番号を付して答申することといたします。

番号は岡賃審第44号になります。

(部会長より基準部長へ答申文を手交)

黒田室長 ただ今答申をいただきましたので、局長に代わりまして、労働 基準部長よりご挨拶申し上げます。

政木部長 必要性審議につきまして、2回にわたりご審議いただきありが とうございました。

次回から金額審議となりますが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

佐藤部会長 お忙しい中、皆様の熱心な御審議をいただき答申することができました。

本日の審議はここまでとし、金額審議につきまして、次回は労 使より金額提示をいただきたいと思います。

次に、付議事項「(2) 今後の審議日程」について事務局から 説明をしてください。

黒田室長 先ほど、岡山労働局長あて答申をいただきましたので、本日付けで意見聴取について公示することとします。意見書の提出期限につきましては公示期間を3週間とし、10月22日水曜日となります。

今後の審議日程につきましては、第3回を10月27日月曜日13時から予定しております。委員の皆様には改めて通知を差し上げます。

次回の専門部会は、最低賃金法第25条第2項の金額審議のための専門部会になります。以上です。

佐藤部会長

日程の確保と皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。 委員の皆さん、他に何かございますでしょうか。

佐藤部会長

それでは、これをもちまして第2回岡山県一般機械器具製造業 最低賃金専門部会の審議を終わります。

本日は、ご苦労様でした。